民　事　訴　訟　法

（50 点）

【事例】について、問１・問２に答えなさい。各問は独立の問である。

【事例】Ｘは、Ｙの暴行により加療及び休業を余儀なくされたとして、Ｙを被告として、不法行為に基づく損害賠償請求として 500 万円の支払を求める訴えを提起した（以下「本件訴訟」という）。訴状には、上記請求の趣旨のほか、請求の原因として、①治療費 100 万円、②休業損害 200 万円、及び③精神的苦痛に対する慰謝料 200 万円の合計 500 万円の損害が発生した旨の記載がある。

第１回口頭弁論期日において、Ｘは訴状のとおり陳述し、ＹはＸの請求の全部棄却を求める旨の陳述をした。裁判所は期日を続行することとし、第２回口頭弁論期日を指定した。

問１　第２回口頭弁論期日において、Ｙは、「第１回口頭弁論期日の翌日に、Ｘ・Ｙ間で、本件訴訟について、ＹがＸに対して 300 万円を支払い、Ｘが訴えを取り下げる旨の裁判外の和解契約が成立した。同日にＹはＸに 300 万円を支払い、Ｘはこれを受領したので、本件訴えは取り下げられるべきである。」と主張した。Ｙの主張する事実が全て認められる場合、Ｙの主張は本件訴訟手続にどのような影響を及ぼすか、論じなさい。

問２　裁判所は、本件訴訟について証拠調べを経て口頭弁論を終結し、Ｘの請求を全部認容する判決を言い渡した。これに対して適法な控訴がなかったため、この判決が確定した（以下「本訴確定判決」という）。

その後、ＸはＹを被告として、本件訴訟と同一の不法行為を原因とする後遺障害の存在とこれによる損害発生を主張し、不法行為に基づく損害賠償請求として 1000 万円の支払を求める訴えを提起した（以下「後訴」という）。Ｙは、第１回口頭弁論期日において、後訴は本訴確定判決の既判力に抵触し許されないと主張している。このＹの主張に対して、後訴裁判所はどのような判断をするべきか、論じなさい。判断するにあたり必要な審理があれば、必要と考える理由とともに指摘すること。